

入札監理小委員会
第563回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第563回入札監理小委員会議事次第

日 時：令和元年10月15日（火）16：56～17：58

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会

2. 実施要項（案）の審議

- 国立研究開発法人科学技術振興機構の外国人研究者宿舎生活サポート等業務
- 「西ヶ原研修合同庁舎」の管理・運營業務（財務省）
- 医師国家試験事業等（厚生労働省）

3. 閉会

<出席者>

（委員）

古笛主査、稲生副主査、石村専門委員、石田専門委員、小松専門委員、清水専門委員

（国立研究開発法人科学技術振興機構）

国際部 小林部長

国際部 賀持調査役

国際部 石橋主査

（財務省）

大臣官房会計課 長谷川課長補佐

大臣官房会計課 富尾技術専門官

大臣官房会計課 德里営繕係長

（厚生労働省）

大臣官房地方課 地方厚生局管理室 村松室長補佐

大臣官房地方課 地方厚生局管理室 坂井経理係長

医薬・生活衛生局 総務課 上木課長補佐

（事務局）

小原参事官、足達参事官、清水谷企画官

○古笛主査 それでは、少し定刻前ですけれども、皆さんおそろいになりましたので始めさせていただきます。

ただいまから第563回入札監理小委員会を開催します。

最初に、国立研究開発法人科学技術振興機構の外国人研究者宿舍生活サポート等業務の実施要項（案）について、国際部、小林部長よりご説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○小林部長 ありがとうございます。科学技術振興機構国際部の小林でございます。よろしくお願いたします。

それでは、ご説明をさせていただきます。

私どもJSTにおきましては、外国人研究者宿舍生活サポート等業務につきまして、本年6月18日に開催されました第547回入札監理小委員会において、一者応札が継続しており競争性の確保に課題があるとのこと指摘を受けてございます。これを受けて、競争性を高めるために行った対応を中心に、次回の入札に向けた実施要項（案）について、本日はご説明をさせていただきたいと存じます。

○賀持調査役 同じくJSTの賀持と申します。内容についてご説明させていただきます。

まず、本日の資料に一部誤植、文字の抜けがございましたので、冒頭にそれをお伝えしたいと存じます。

入札実施要項（案）、こちらの資料の16／144ページでございますけれども、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標」という項目がございます。この中の丸がございますが、2つ目の枠です。「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」、こちらの括弧の最後のところです。「ただし、労働時間等の働き方に係る基準は」で切れてございます。申しわけございません。「基準は」の後ですが、「必ず満たしていること。」という文字を、恐縮ですが追加していただければ幸いに存じます。

申しわけございませんが、それでは、続いて内容の説明をよろしいでしょうか。

この実施要項（案）の内容につきまして、あわせまして競争性を高める対応状況につきまして、ポイントのみご説明をしたいと存じます。

先ほど小林からもございましたとおり、本年6月の本小委員会におきましてご指摘をいただいたこと、これを踏まえまして、一者応札が継続しているという理由の1つといたしまして、本事業の入札に係る情報の周知が十分に行われていなかったということから、私どもと類似の事業を展開しております4つの機関にヒアリングを行ってござ

います。具体的には、留学生や外国人研究者の宿泊施設を提供しております独立行政法人日本学生支援機構と、それから、海外からの研修生を受け入れております独立行政法人国際協力機構のつくば市にありますJICA筑波、さらには、留学生のための宿泊施設を保有している東京大学、それから、お茶の水女子大学、こちらの4機関にお話を伺っております。

その結果といたしまして、受託している事業者の情報を提供いただくことができました。これを足がかりにいたしまして、同様の事業を展開している事業者に連絡をとりまして、9事業者に私どもの事業の詳細を説明し、さらには、入札参加の呼びかけというものを行っております。

9事業者のうち数社からは、つくば市に拠点がないですとか、あるいは人員の確保が難しいといった理由から、応札が難しいという回答もいただいておりますけれども、私どもの説明を聞きまして、社に持ち帰って検討すると言っていた事業者さんも複数ございました。

また、今後の対応といたしまして、これまで現地のつくば市でのみ行っておりました入札の説明会を東京都内でも開催するというのを、実施要項（案）の中には明記をしております。引き続き、広く東京都内の事業者にも応札を呼びかけてまいりたいと考えております。

次に実施要項（案）の内容につきましては、前回入札時から変更している箇所がございますけれども、ポイントについて申し上げますと、先ほど申し上げました入札説明会の開催地の拡大、加えまして、過年度の業務完了報告書を閲覧可能にするということをいたしまして、新たに参入する、応札を検討する事業者に対しまして、本事業の詳細な業務内容がよりわかりやすく提供できるように、改善をいたしております。

また、これらの実施要項（案）につきましては、本年9月19日から10月3日まで、パブリックコメントを実施しております。この結果、特段の意見は寄せられてございません。

簡単ではございますが、以上が対応点でございます。今回の入札におきましては、相手があることとはいえ、懸念される競争性の確保について、一定の改善が図れる可能性があると考えてございます。引き続き改善に努めてまいります。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本案件について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○石田専門委員 別紙1の頭のところで、29/144の「従来の実施状況に関する情報の開示」なんですが、皆さんこちらのひな型に基づいて作成されていらっしゃると思うんですが、もともとこの情報を開示する理由は、新規参入者の参入を促す目的ということで、ひな型はひな型として、この案件だと今まで直営していた場合についての情報のひな型ということで、ほかの案件を見ますと、過年度、既に民間競争入札をやっていて、さらにほかの民間が入りやすいようにということで、こちらの例えば人件費とかは、直営したときのということではなくて、別のひな型というか、別の様式を独自につくられて開示されている例とかが複数見受けられるんですが、これだと単に入札金額しか開示されていらっしゃるんで、もうちょっと工夫の余地というのがないでしょうか。例えば直営の人件費じゃなくて、実際の人件費はどの程度、物品等はどの程度というような区分けで見せていただくとか、あるいは、どういった区分けをするとほかの業者の参入がしやすいか、ちょっとわからないんですが、何か工夫の余地はないでしょうか。

○小林部長 ご指摘ありがとうございます。委員のおっしゃられるとおりでございまして、やはり参入される可能性のある業者さんに、いかに参入しやすさを提供するかということが目的だと思いますので、ここにつきましては、例えば、注記事項のところに別欄を設けて、細かい人件費、物件費等々の記述をするように改善してまいりたいと考えます。

○小松専門委員 今、細かい内容を注記とおっしゃっているんですけども、業者のほうで、それは開示してもらえるものなんですか。

○小林部長 業者のほうで。

○小松専門委員 業者にしてみれば、一種の企業秘密みたいな扱いにするところもあるので、それは出せませんという場合もあるかなと想像するんですけども、その辺はいかがですか。

○小林部長 基本的に、かかった費用につきましては全て報告が来ておりますので、私どもとしては把握をしてございます。その上で、例えば、確かに個別の人件費がわかっってしまうとか、そういうまずさのところはあると思いますので、そこは相談しながら、ある程度その辺の守秘が保てる範囲において開示できるような工夫をしてまいりたいと思います。

○稲生副主査 よろしいですか。

○古笛主査 お願いします。

○稲生副主査 先ほどのお話の中で、JASSOとか、あるいは東京大学の名前が出ていましたけれども、そういったところの紹介というか、お話を聞いた上で、9つの事業者の皆様説明して呼びかけた。この試み自体は大変すばらしいのではないかなと思って聞いておりました。

9事業者のうちの幾つかのところから、ネガティブな反応というか、拠点がないとか人員が不足しているという反応があったということですが、逆に要望みたいなもの、今回パブリックコメントを行ったものの意見が寄せられなかったのが大変残念ではあるんですけども、どういうところを改善して——改善というのは、入札しやすくするにはどういう点がこうなっていればいいのか、あるいは、今は統括業務からさまざまな業務を一括してお任せするということになっていますが、この部分がもし切り分けられていればいいんだがなとかといったような、もちろん今回は一括ということで決まっているので結構なんですけれども、何か業者さんから、逆に言うと、こういう点が課題だなとか、こうなればいいのかといったような具体的な要望みたいなものは、説明する中で受けておられるんでしょうか。

○賀持調査役 具体的な要望と言いますと、先ほど申し上げたとおりでございます、不動産会社とか、そういうところも含めてお話を伺ったわけですけども、今、オリンピックもそうですし、さまざまところで再開発が進んでおりますので、そういったところに人員を集中しているという中で、東京都内以外の、つくば市にもともと拠点があるという業者でなければ、なかなか難しいのではないかと。それは、業界一般的にそうだと聞いております。それは口をそろえておっしゃっている。

その上で、私どもの入札の要項の中身に関して、具体的にこういう要望と、そこまではございません。一般論として、英語の人材云々とかの話はございますけれども、それ以上に特段目新しいものはございませんでした。

○古笛主査 いかがでしょうか。

○石田専門委員 今、英語人材というお話がありましたけれども、最近、日本全国に外国人の観光客が増えているということもあって、音声翻訳機とか、それから、24時間で多言語に対応するという業務も出てきているので、こちらを見ると、例えば14/144、15/144でも、加点の項目に「外国語能力が優れている」というのは5個も入っているんです。だから、英語人材というのにちょっとこだわり過ぎているのではないかなと。あと、どこで見たか、ちょっとすぐ出てこないんですが、たしかこちらの宿泊施設は中国

の方がかなり多かったようなんです。例えば、研究者の方はもちろん英語は堪能かもしれないけれど、家族の方が英語が堪能とは限らない中で、これは英語ですね。外国語能力だから多分英語だと思うんですけど、もっと参入障壁がなくなるような、だから、必ずしも英語がしゃべれるからといって中国語がしゃべれるわけではないので、もっと音声翻訳機、そのほかいろんな24時間対応の新規の事業者がいる中で、いつもそこに外国語に対応できる人員が必要ということもなくすと、入りやすくなるような気がするんですけど、その辺はどうなのでしょう。

○賀持調査役 ご指摘は理解いたしました。1点申し上げますと、過去のこちらの議論の中で、外国語の具体的な基準といたしますか、それがよくわからないというご指摘があったと聞いておりますので、そのあたりを踏まえて、いろんな国籍の方がいる中で英語の日常会話レベルだと、そして、さらにこの業務については英語が必要なんですということを明記するような議論があったということで、今現在の状況になっているということがまず1点ございます。

その上で、今、先生がおっしゃったように、音声翻訳機などほかのツールを使うなり何なりして対応が可能ということであれば、それは私どもの入札の中で総合評価というか、企画提案する形になっておりますので、その形で私どもの会社の場合にはこのような展開を考えておりますという提案を受けるのは、一向に差し支えないと考えます。

○石田専門委員 ただ、この14/144の加点項目評価を見ると、もう業務従事者が外国語能力がすぐれているというのが加点になっているので、そうすると、ほかのツールを使ってもいいですよとは多分読めないような気がするんですけども。これはもう必須なんですか。ただ、37/144でも要員のところで、「英語を用いて業務を行うことのできる要員を確保すること」とも明記されているので、ほかのツールは使わないでというようにも読めなくもないので、急に変わるということは難しいかもしれませんが、今、どんどんツールが日進月歩で進んでいますので、将来的にはそういうところも少し変えるという方向でご検討いただければ幸いです。

○賀持調査役 今後の課題として検討させていただきます。ありがとうございました。

○古笛主査 お願いします。

○石村専門委員 ちょっと私から1点だけ確認なんですけど、経費の内訳がわかれば確かにありがたいんですけど、さらにもっとありがたいのが、資料A-1で対応として、3ポツ目で「詳細な業務内容がわかるように、過去の業務完了報告書の閲覧を可能とする」と。

それにあわせて別紙の中の43/144ページの特記事項のところで、「また、過年度の委託業務完了報告書の閲覧希望者は、所定の手続をとること」と書いてあるんですけど、これはその上の⑨の業務完了報告書、要は1年間の報告書だけなのか、あるいは、それより上にずらずらずと計画書から月初報告書とか月次の報告書とか記載されているんですけど、具体的な内容まで見せていただけるのでしょうか。どちらなのかなとちょっと思ったんですが、どちらなんですか。

○石橋主査 今考えているのは月次報告書の内容が含まれている年間の報告書の閲覧を考えております。

○石村専門委員 それを見れば実際の具体的な内容というのはわかるんですか。それ以外で、水道水の報告書とか、そういうのをちょっとお願いできませんかという形のことをお願いしても、やっぱり見せてはいただけるんですか。それとも、やっぱり今言ったように、年間と月次の報告書に限定してという形なんですか。

○石橋主査 水道料金とかの報告書は、入居者の方から徴収した分と、あとは共用部分はJSTから支払っている分がありますので、主に支払手続に用いる書面ですので、新規参入の方がそこまで気になさるような内容ではないのではないかと考えています。

○石村専門委員 あと、手続に関しては、マニュアルと言ったらなんですけど、一応、こういう形の申込書で、申請を何日以内に回答するという形のものは、もうつくられているということなんでしょうか。

○石橋主査 光熱水費に関する具体的なマニュアルとか様式を、決裁をとって整備しているわけではありませんけれども、長年使っている様式がありますので、新しい業者さんになっても同じような様式で、これに記載してくださいという、難しくならない、誰にでもわかるやり方で進めていく予定です。

○石村専門委員 すいません、ちょっと勘違いされたみたいで。そうではなくて、要は新規の参入の業者の方が、この過去の業務完了報告書を見たいんですという形で申請手続きをしようとしたら、申請用紙のひな型とか、あるいは何日以内に、例えば申込日から1週間以内に回答しますとか、ないとは思いますが、誰彼となく見せるというわけにはいかないとは思っているので、当然、そういうのはちゃんと決めていらっしゃるのでしょうか。

○石橋主査 閲覧の方法をきちんと決めているかということですか。

○石村専門委員 そうです。

○石橋主査 決めてあります。

○石村専門委員 ありがとうございます。ちなみに、見せるか見せないかというのは、大体申請から何日間ぐらいなんですか。

○石橋主査 すみません、ちょっと把握はしていませんけれども、それほど長い時間はかからずに、申し込みがあった場合にはすぐ回答するようになっていたかと思います。

○石村専門委員 ありがとうございます。

○古笛主査 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、委員会のほうは以上にさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 1点確認ですけれども、実施要項（案）の別紙1について、従来の実施に要した経費、29/144等について、さらに詳細な項目を追加するというところでよろしいですか。

○小林部長 はい、それで結構です。

○古笛主査 では、ただいまの件につきましては、事業者さんにご検討いただいて、開示できるものは開示するような形でご記入いただくと理解してよろしいでしょうか。

○小林部長 はい。

○古笛主査 以上でよろしいですか。

それでは、本実施要項（案）につきましては、国立研究開発法人科学技術振興機構におかれまして、引き続きご検討いただき、ただいまの点について、必要な修正を行い、誤記訂正の点も踏まえて書き加えていただいて、事務局を通して各委員が確認した上で議了する方向で調整を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古笛主査 では、以上のとおりとさせていただきますので、引き続きよろしくお願いたします。

本日はありがとうございました。

（国立研究開発法人科学技術振興機構退室）

（財務省入室）

○古笛主査 では、予定より少し早めですけれども、おそろいになりましたので、始めさせていただきます。

続きまして、財務省の西ヶ原研修合同庁舎の管理・運営業務の実施要項（案）について、大臣官房会計課、長谷川課長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願

いたします。

○長谷川課長補佐 ありがとうございます。

それでは、始めさせていただきます。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。私、財務省大臣官房会計課課長補佐の長谷川と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは早速、お手元の議事次第にございますように、西ヶ原研修合同庁舎の管理・運営業務についての説明を進めさせていただきたいと思ひます。

委員の皆様もご存じのように、この西ヶ原研修合同庁舎は、平成29年の4月に新築になりまして、それと同時に、現在の管理・運営業務を3カ年で契約してございます。平成29年、30年、令和元年ということで、今、ちょうど2年と約半年を過ぎている状況でございます。

簡単に今の契約の概要を説明いたしますと、こちらの市場化テストを経て、業務内容としては設備の点検・運転監視・保守等業務、また、植栽及び緑地等管理業務、さらには、清掃等業務と警備等業務、この4つの業務を1つの契約として総合評価の落札方式をとらせていただひて、契約相手方は株式会社シミズ・ビルライフケアで、当初契約は4億1,300万円弱の3カ年の契約を結んでおります。

契約の最終年度を現在迎えておりますが、今年の6月にこちらの入札等監理委員会による評価のご審議をいただきまして、引き続き市場化テストを継続することとなったということで、次期の契約についてのご審議をいただく次第となっております。

また、現契約の評価の内容としましては、入札に5者の参加があつたこと、契約後に業者提案による経費の節約効果に加えて、利用者の満足度調査もかなり高得点を得たこともありまして、競争性と公共サービスの質という点では良好であるという評価をいただひております。

ただ、経費の削減効果については、先ほども申し上げましたとおり、市場化テストを施設の運営開始とともに実施したこともあつて、比較対象について事前によく検討していなかつたということもございまして、やはり従前経費との比較が十分に行えなかつたこともあり、経費削減効果の確認はできないということになりまして、次期事業で引き続き民間競争による市場化テストを実施し、経費の削減効果の分析を行う必要があるとのことで、継続案件となったわけでございます。

お手元には今回の、いわば第2期と言ひますか、引き続き民間競争入札を実施するため

の実施要項（案）をつけております。これは現契約と同様に3カ年の契約となりますが、業務内容については現状から変更がないということもありまして、仕様書の変更箇所はほとんどございません。数量の変更といったものは最新のものに置きかえておりますが、業務の手法とかやり方については変更がないものです。今回の大きな変更箇所としては、総合評価落札方式から最低価格落札方式へ変更したことです。これにより競争性を確保したいと考えております。

こちらの最低価格落札方式の導入の理由は、業務が4つありますが、まず、一点目の設備の点検や運転監視及び保守等業務について、これが今契約の一番大きな要素となる設備機械の保守と運用管理ですけれども、こちらについては、点検業務については法定点検等、法令に則した業務が主であり、非常に定型化している業務であるということと、私どもの建物が研修施設ということもありまして、大型のUPSというような高度かつ複雑な機械設備を有しておりませんので、そういった意味では、保守や設備機器の運転監視業務についても、定型化している一般的なサービスで十分対応可能であり、民間事業者の創意工夫に大きな差が生じにくいということが想定されることから、今回は最低価格落札方式を導入したいと考えております。

あわせて、ほかの3つの業務、植栽及び緑地等管理、清掃等業務、警備等業務につきましても、仕様書により求める水準は十分に確保できているという状況でございまして、使用者のアンケートについても、非常に満足度が高い回答を得ております。現状どおりの一般的なサービスで十分対応可能であると考えておりますので、こちらも改めて民間の事業者の方の創意工夫の提案を受けて、それを評価するという必要はないと考えておりますので、最低価格落札方式を導入しまして、4業務を一括で入札を行いたいと考えております。

前回の入札との大きな変更点ということではないですが、前回は29年の4月に建物の引き渡しを国土交通省から受けまして、入札はそれ以前に行ったものですから、現場での説明会は一切できませんでした。今回の入札に関しては入札説明会にあわせて現場での説明会を開催して、業者へ十分説明した上で、最低価格によって競っていただこうと思っております。

また、入札参加資格については前回同様、AまたはBの資格を有する者として、更に、過去3年間の業務に関しての実績がある者、建築設備管理業務の実務経験を10年以上有する実務責任者を置くといった点については変更してございません。

ただ、前回の入札でこういった有資格者の、例えば身分証の写しとかを添付して入札に参加してくださいということを説明会等において注意はしたのですが、実際出てきた提出物の中に添付されていなかったことがありまして、入札に参加できなかったということもございました。そういった点は前回の委員会でもご指摘いただきましたので、チェックリスト等をつけて、入札者に必ず提出物に漏れがないようにしていただいた上で、最低価格落札方式で入札を行いたいと思っております。

以上、駆け足で恐縮でございますが、今回の管理・運營業務の入札に関する特徴等を述べさせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本案件について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

○小松専門委員 よろしいですか。

○古笛主査 はい。

○小松専門委員 書類不備が3件あったということでチェックリストという、これはたしかこちらから申し上げたと思います。

○長谷川課長補佐 はい、そうです。ありがとうございます。

○小松専門委員 具体的な書類の不備というのは、今ちょっとおっしゃったと思うんですけど、資格の証明の書類とか何かですか。

○長谷川課長補佐 はい、そうです。実際の担当者の身分証なり資格証明といったものをつけるということを書いてはあるのですが、やはり入札要項とか仕様書はかなりボリュームがありますので、最終的に欠落していたということもございましたので、今回はチェックリストを添付しました。

○小松専門委員 チェックリストをさっきちょっと拝見したけど、そこまで細かくは書いてないでしょう。

○長谷川課長補佐 そうですね。そこは入札説明会と、今回は現地の説明会をやるので、十分説明してそちらをカバーしたいと思っております。

○小松専門委員 それと、ちょっとその辺で、私はちょっと現場のことはよくわからないんですけども、入札前に担当者が決められているというところがあるのかどうか。逆に言うと、今、非常に人がタイトな状況なので、実際誰が担当するかはその場にならないとわからないということになると、事前につけてたものと違うと言われたら困るというのが

あるんじゃないかと思うんですけども。

○長谷川課長補佐 そこは前回も業者さんのほうからはそういった質問がございまして、複数名を出していただいて、なおかつ、実際は同資格の者が変わる場合もあるということ、そこは了解の上で参加していただいております。

○小松専門委員 わかりました。

○古笛主査 ほか、いかがでしょうか。

○石田専門委員 じゃ、すいません。

○古笛主査 お願いします。

○石田専門委員 今、有資格者の書類が不備でというお話がありましたけど、それと同時に、有資格者の資格要件については特段変更なしというお話でしたが、先ほども人手が足りない中で有資格者の要件をもう少し緩めるとか、そういったことはできないですか。例えば、資料のB-4だと、「業務責任者の資格・実務経験」で「同種業務に従事した経験を10年以上有するもの」というのが、素人としてはちょっと厳しいかなと。5年ぐらいでもいいのではないかという感覚を持っているんですが、その辺はいかがですか。

○長谷川課長補佐 その辺ですが、今実際担当していただいている企業の方、株式会社シミズ・ビルライフケアの方ですけれども、実際60代の方に責任者として来ていただいております。有資格で言えばかなりベテランの方ですけれども、複数の会社に聞きますと、10年というのは、言い方は雑ですが、比較的簡単にクリアできると伺っております。そういう意味では変えなくていいのかなと考えております。

○石村専門委員 先ほどのチェックリストなんですけど、大丈夫とは思うものの、何のためにチェックリストをつけてもらうかという、せっかく参加してもらったのに、書類が漏れていたのが結局入札の参加に至らなかったということになると、それはもったいないんじゃないかということなので、もしもこのチェックリストでまた出てきたら、もうちょっと細かいものをやっぱりつけていただけないかなと。要は具体的なイメージとすれば、参考にさせていただきたいのは、国税庁、あと譲渡所得のチェックリスト、あるいは確定申告書のチェックリストで検索をかけてもらえれば出てくると思うんです。

○小松専門委員 財務省です。

○石村専門委員 出てくるので、私がイメージしているのはそういうものなんです。

○長谷川課長補佐 かなり細かいですね。言葉も細かく書いてあると思います。

○石村専門委員 大丈夫とは思うものの、もしもまた出てきたら、やっぱりもうちょっと

丁寧につくってあげていただけないでしょうか。

○長谷川課長補佐 わかりました。ご意見を参考にしたいと思います。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

○小松専門委員 今の話に関連して、これがなかったら落ちるよというものはチェックリストには必ず載せていただければと思います。

○長谷川課長補佐 わかりました。ありがとうございます。

○古笛主査 どこまで丁寧にするのかというのは、いろいろ意見もあるかと思えますけれども。

○長谷川課長補佐 そうですね。しかし、お二方の先生がおっしゃったようなことは非常にポイントを得ていると思いますので、参考にしたいと思っております。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

それでは、時間となりましたので、審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき点はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、今後実施される予定の意見募集の結果を後日入札監理小委員会で確認した上で議了とする方向で調整を進めたいと思います。

財務省におかれましては、本日の審議や意見募集の結果を踏まえて、引き続きご検討いただきますようお願いいたします。

○長谷川課長補佐 ありがとうございます。

○古笛主査 なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○長谷川課長補佐 どうもありがとうございました。引き続きよろしくようお願いいたします。

(財務省退室)

(厚生労働省入室)

○古笛主査 皆さんおそろいになりましたので、始めさせていただきますと思います。

続きまして、厚生労働省の医師国家試験事業等の実施要項（案）について、大臣官房地方課地方厚生局管理室、村松室長補佐よりご説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○村松室長補佐 よろしくお願ひします。厚生労働省厚生局管理室の村松でございます。
よろしくお願ひします。

まず冒頭に、事業の概要を簡単にご説明させていただきます。お手元の「医師等12種国家試験事業の民間競争入札について」という横の資料がございます。まず、この試験につきましても、平成29年から第3期ということで、12種の試験を行ってございます。まずは、中ほどの点線囲いの①番から⑥番、こちらを平成23年度から6種始めまして、29年度から⑫番までの12種ということで競争入札に付してございます。

対象となる事業につきましても、右方にごございますとおり、会場の確保、願書配布・受付などの実施に係る部分というものを従来は地方厚生局で行ってございました。

今年7月に同委員会におきまして3期までのご評価をいただきまして、質の確保という点で問題を認められまして、その結果、第4期に移行させていただくという運びになってございます。

第4期に向かうに当たっては、現在実施している請負業者とも、この2年間で問題があったことを何度か打ち合わせを重ねまして、彼らの行っていた中での疑問点ですとか、ともすれば不満点というものも聞き取った上で、4期に移行すべく実施要項（案）を作成してございますので、ごらんいただきたいと思ひます。

それでは、改善のポイントということで、またお手元の「医師等12種国家試験事業 第4期実施要項（案）の改善ポイント」という資料をごらんください。

まず、第3期におきまして、大きく2つほど問題を認められました。まずはこの左側に書いてございます「民間事業者における運用計画の見込不足」というものと、その下にございます「試験運営に係る現場での実施体制の不備」ということが大きく2つ挙げられてございます。

まず、運用計画の見込不足のほうでございすけれども、運用業者のほうで、全数把握が正確に把握されないまま試験当日を迎えてしまったということがありまして、座席がない受験者ですとか受験番号が重複してしまったという事案が発生してございます。これにつきましては事前に発覚してございすので、受験者に不利益があったということではございせんが、場合によっては不利益を被らせてしまったかもしれないという事態でございす。

それから、「試験監督員の教育不足による不適切な対応が発生」ということで、これも各地から対応が悪いというお話をいただきまして、当日でもありますけれども、会場から本

省にも連絡がいっぱい入っているという状況が認められてございます。

この問題につきまして、4期に向けてどうしようかという話になりますと、課題としては、右側に行きますと特に赤字で書いてございますけれども、①の「事業の実施に当たってサービスの質をいかに確保していくか」、それと、もう1つ下に行きまして、「実施に必要な人員について適切な見積もりがなされていなかったのではないか」というところが、大きな課題かと認識をしてございます。

これらの課題に対応するというので、請負業者たる応札業者が正しい情報で正しく見積もり、適切な業務量を把握するということが、やはり大事じゃないかということで、ここをきめ細やかに、相手にわかっていただけるような改善をなすというところと、今回は総合評価で入札を実施させていただき予定でございますけれども、業者の監督員の教育体制といったものの質をなるべく点数に反映できるような、業者の工夫がより明確にわかるような形で実施要項を修正という方向で行きたいと思っております。

それでは、具体的に、1枚おめくりいただきまして、まず前提として、すいません、総合評価で行うわけでございますけれども、前回7月のこの委員会におきまして、これだけの質の悪さが目立つのであれば、業者に対して資格の要件を見直してはいかかかというご意見もいただきました。それにつきましては、当時、委員会の場で検討を加えとお答えしてございます。検討を重ねたところではあるんですけども、資格の要件を厳しくするということになると、参入業者の数に非常に危惧を感じてございます。といいますのも、第3期、今期の入札に当たりましたも、応札業者が4者しかなかったということもございまして、そこに関しましては特段資格要件を設けることなく、実施要項の中で細かな指示、あるいは情報開示ということをもって、適切な企画書がつけられるように工夫するという結論に至りましたので、事前にご報告させていただきます。

まず、実施要項(案)の主な変更点について、①ということで「業務内容の説明の見直し」です。現行、改正案と細かく書いてございますけれども、現行にありましては、やや抽象的という反省もございまして、作業内容をより詳細に補足するということと、厚生労働省、国側と委託業者側の業務のデマケをしっかりとすることと、試験区分ごと、医師、歯科医師、12種ございまして、それぞれに多少の仕様の違いがございまして、そこをこの段階で明確にするという検討を加えまして、企画書を作成する段階で、事業の内容、細かさというのをより理解してもらおうということで、特に願書の受付・審査業務ですとか業務量が多いところ、しかも一極集中するようなどころについては、細かく記載

するように検討してございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、②番、「企画書に係る評価内容の見直し」ということで、現行におきましては基礎点37点、加点が28点、価格点が35点ということで、100点でございます。改正に当たっては、基礎点30点、加点を35点、価格は同じく35点と。こちら①番で申し上げましたとおり、現行のこういった企画書の内容の書き方ですとか、やはり抽象的であるなという反省に立ちまして、基礎点というのは、どの業者もこれだけ全国規模でやれる業者であれば、あまり大きな差は出ないのであろうと。ただ、内部研修、業者の中で事前に研修を重ねて理解を深めさせた上で現場に人員投入するとかといったことに関しての工夫部分について、明確に評定ができるように、より体制の厚い業者に加点が行くようにという方向で検討しまして、改正としてございます。

続きまして、ページを送っていただきまして、③番、これも適正な見積もりということができるために、「従来の実施状況に関する情報の見直し」ということで、今までの、例えば「現行」というところを書いてございますけれども、一番上のマルでございまして、「試験監督員等に要する経費の内訳」と書かれておりながら、願書の受付・審査等は地域ごとの総計でしかないといったところをもう少し分解して、どれにどれだけの数字があるんだという数的根拠の実績を示すことで、より適正な経費、予算というものが見積もれるというところに力を入れまして細分化しますといった点が、大きなところでございます。

主なものとしては、以上3点でございます。

続きまして、パブリックコメントにつきまして回答及び対応ということで、横の表になりますが、『「医師国家試験事業外11試験事業 民間競争入札実施要項(案)」に対する意見募集への回答及び対応」ということでございます。まず、上から1番、2番、3番につきましてはご要望がございましたが、盛り込んでいないものをまず説明させていただきます。

まず、1番でございますけれども、試験地別でのそれぞれの入札ということでございまして、試験地別で入札をしますと当然業者が変わってくるということになりますので、地域によって格差、受験者の受けるサービスの差が出てはまずいということで、これは全国で統一された試験を運用する必要がございますので、同一業者で一括調達という前提で、これについては修正はいたしませんということで回答させていただきます。

それから2番目、願書の受付については一括で郵送でやっていただきたいということでございましたが、中には顔写真つきの証明書、いわゆる免許ですとかをお持ちにならない

方もおられるでしょうと。マイナンバーも、今、全員が持っているかどうか確認もできませんので、中には一切顔写真つきの身分を証明するものをお持ちにならない方もいらっしゃるということに立てば、その方々に不利益を被らせるということもいけませんので、ここについても現場での持参での受付も継続したいという考えのもと、こちらについても修正をしてございません。

3点目、再委託にする場合の委託金額の制約の見直しということでご要望がありましたけれども、現行では半分までということにしております。これは平成18年に、厚生労働省の内部の通知ではございますけれども、この当時、請負業者がマージンだけとって事業をせず、ほぼほぼ下請、孫請といった調達の事案が見受けられまして、これはそのときの規制ということで、委託は半分までという運用で、現行もこれを踏襲して運用しておりますので、こちらを理由にして、こちらも修正はしないということで進めさせていただきたいと思います。

それから、4番目については、ご要望につきまして修正を加えたものでございます。まず、窓口を1つで統括している場合には、試験区分ごとに電話番号を設置しなくてもよいかと。一応、要望上は試験区分ごとになってございますけれども、受験者の利便性も考えれば、同じ番号でどの区分も受け付けられるという実態があるならば、それは構いませんということで、こちらはこのように修正をしたいと思っております。

次に、おめくりいただきまして、5番目、こちらについては、受験者のデータをAccessで作成していただきとなっておりますが、これも限定しなくてもよいのではないかと。これにつきまして、特にAccessに限定しなくても、最後にExcel形式でこちらに登録いただければ問題は足りますという結論に立ちまして、こちらについてもAccessに限定しなくてもよいということで修正をしております。

ほかにも何点かございましたが、いわゆる「てにをは」ですとか文言統一のご要望でしたので、そちらのほうは適宜修正をさせていただいております。

以上がこちらからのご説明になります。よろしく申し上げます。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本案件について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

○石田専門委員 すいません。

○古笛主査 お願いします。

○石田専門委員 すいません、パブリックコメントで、受験願書の受付・審査は郵送により一括対応としたいということに対して、訪問による受付も行うというご回答だったんですけれども、運転免許証を持っていない、マイナンバーは先ほどのお話では皆さん持っているとは限らないという話だと、どうやって本人確認というのを訪問したときにするんでしょうか。

○村松室長補佐 最終的には、住所ですとか年齢ですとか受け取った書類を言っていたかと。いわゆる、電話でよくある本人確認と同じような格好になろうかと思います。カード会社などでよくあると思うんですけれども。

○石田専門委員 すいません、その程度の確認であれば、郵送による一括対応としてもいいのではないかという気がするんですが。私は大学から来ていますので、大学は今、インターネット出願のみなんです。インターネットで写真もつけてやっているので、訪問による受付も行うということは、訪問で必ず受付者が待機しなきゃいけないということですよ。それは労力がかかるし、なかなか専門的な知識もその人たちに欠けているかもしれないのでというパブリックコメントだと思うので、「では、あなたの住所を教えてください」という程度の訪問での確認であれば、そんなに必要のかなという気がするんですけど、いかがですか。

○坂井経理係長 本人確認についてなんですけれども、すいません、ちょっとご説明が誤ってしまして、必ず顔写真付きの証明書類の確認をするところなんですけれども、ご本人が免許証やマイナンバーカードを使うんですけれども、ご本人が郵送するとなった場合に、一旦手元から免許証とかといったものを手から放して、郵送で送っていただくとなってしまうと、ご本人が免許証を使う必要がある場合に手放す時間ができてしまうことが危惧されていると。そういった方は常に免許証を手元に置いておく必要があるので、免許証を持参して窓口で審査を受けることを考慮しているというものになります。

○小松専門委員 すいません、今のお話だと本物を送れとおっしゃっているんですか。コピーじゃだめってことですね。それ、普通やらないです、危なくてそんなこと。マイナンバーカードなんか、どこかに行っちゃったらえらいことになるんで、普通はコピーで皆さん処理していると思いますけど。

○坂井経理係長 マイナンバーカードを郵送で実際に送ってくる方というのはいらっしゃらなくて、マイナンバーカードは当然自分のほうで持っていたかなければならないので、必ず窓口を持参していただくと。免許証を持っていなくて、自己証明できるカードがマイ

ナンバーカードしか持っていないという方がいらっしゃれば、その方は郵送等というわけにはいかないので、窓口で受付をしてあげる必要があると考えています。

○小松専門委員 そのやり方は、私はもう今には全く合っていないような気がします。もう少し工夫して、ユーザーと言うとちょっと変ですけど、受験する側の便宜を考えた方法を対応されるべきだと思います。それはいかにもお役所的で、「持ってこい、見せろ」と言っているようなものですから、それはちょっと私は疑問だらけです。凸版印刷株式会社の方がおっしゃっているように、もう少し何か簡便化できないかと思います。

確認は医師免許を交付するときとか、いろんな段階で本人確認できるはずなので、受験のときにやたら厳しくしているというのは、何かおかしいような気がしますけど。ちょっとこれは私の意見ですので、お答えいただかなくて結構でございます。

○石田専門委員 今、先生がおっしゃったとおりで、私たちもよくマイナンバーカードとかいろんなものを出せとかと言われるときに、今は皆さん、スマホを持っていらっしゃるんで、スマホで写真を撮ってJPEGにして送るとか、そういうことはいくらでも方法はあると思うので、まだオリジナルのものを持ってきて確認というのは、ちょっと私も違和感を感じました。

○古笛主査 よろしいでしょうか。では、今の点は将来的にご検討いただけたらと思います。

審議のほうはこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございませぬ。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したのものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○古笛主査 なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（厚生労働省退室）

— 了 —